

発達支援の方向性イメージ（案）

第2回発達支援相談拠点検討委員会
平成28年11月11日 資料5

具体的取組

市の体制整備

- ・発達支援担当部署の明確化
～ 例 発達障がい支援室
- ・発達支援の「見える化」の推進
- ・現行の機能を活かした市の役割の明確化
- ・各機関との連携強化
- ・（仮称）相談拠点協議会の設置

相談拠点

- ①相談拠点のイメージ
 - ・敷居が低い場所
 - ・子育て支援と連携が可能な場所
- ②対象
 - ・保護者（当事者が18歳までの場合）と子ども、教員、保育者
- ③想定される機能
 - ・発達支援に関するコーディネーター機能
 - ・発達に関するアセスメントの機能
 - ・相談機能
 - ・発達障害・発達支援に関する地域への啓発
- ④相談形態
 - ・電話相談
 - ・来室相談
 - ・教員・保育者からの相談
- ⑤その他
 - ・成育歴・相談歴を保護者承諾のもと保持

早期発見・早期療育

- ・相談拠点の活用
- ・言語相談訓練、巡回相談の拡充
- ・児童発達支援の拡充
- ・健康推進課との連携強化

学齢期の支援

- ・相談拠点の活用（再掲）
- ・特別支援教育の推進
- ・教育委員会との連携強化
- ・こげら就学支援シートの活用
- ・放課後等デイサービスの充実

成人期の支援

- ・市発達担当の活用
- ・障がい者サービスとの連携
- ・就労支援サービスの活用

家族支援

- ・相談拠点の活用（再掲）
- ・ペアレントプログラムの実施
- ・保護者サークルの支援

情報提供・啓発

- ・ホームページの充実
- ・発達支援に関するガイドブックの作成
- ・市民向け講演会の実施